

改正石綿障害予防規則により、建築物の解体・改修時には、石綿含有建材調査者講習を修了した者に、石綿含有の有無を調査させることが義務付けられました。（施行は令和5年10月1日より）
当支部では、下記により、本講習を開始することとなりましたのでご案内申し上げます。

1. 講習日時 1日目：令和5年10月12日 8：55～17：20
2日目：令和5年10月13日 8：55～17：30（修了試験含む）
（両日もとも8：55より5分間オリエンテーションを行います）

6. 申込方法 受講申込書（ホームページよりダウンロード可）へ必要事項をご記入いただき、写真1枚（ $3\text{cm} \times 3\text{cm}$ ）を所定の位置へ貼付し、必要書類を添付して受講料と一緒に当支部事務所へお持ちいただくか、現金書留でご郵送ください。

受講申込書、添付書類等に不備が無いことを確認した後、受講票及び領収書をお送りいたします。

（なお、受講資格の確認に時間を要する場合は「仮受付」とします。事務所持参の場合は、受講料は本受付時に追って納付していただきますのでご了承ください。）

7. 申込場所 〒980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館 5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

TEL 022-224-1797

8. 講習科目

	講 習 科 目	講習時間
1 日 目	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間 30 分
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
	石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
2 日 目	現場調査の実際と留意点	4 時間
	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
	修了考査	1 時間 30 分

9. その他

- 受付後の取消しについては、受講料はお返しできませんが、受講者の変更には応じます。
- 修了考査合格者へは「修了証」を、不合格者へは「受講証明書」を後日交付いたします。
- 修了考査に不合格の場合は「講義を終えた日の属する年度の翌々年度末」までは、修了考査の再受験ができます。詳細は「受講証明書」をご覧ください。
- 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。